

リトルロック事件をめぐって——社会の意識に法はいかに対峙すべきか

細見 佳子

On Little Rock Nine: How Can We Use Laws to prevent prejudice and discrimination?

Yoshiko HOSOMI

Abstract— How can we use laws in our society? In 1957, at Little Rock's Central High School, nine African-American students entered the school overcoming difficulties or obstacles. This event had an enormous echo in public opinion. Hanna Arendt wrote an article on this. She insisted that the Little Rock case is the matter of 'the social realm' and that the government and laws should not deal with this issue. In order to prevent prejudice and discrimination, however, we need to use the government and laws, if not, the situation will continue. To make our society better, we should prevent prejudice and discrimination.

1. はじめに

法は人々の生活にどれくらいの影響を与えるものなのか。法制度を変えることで、人々のライフスタイルが大きく変わると言われることがある。例えば、税法の改正によって、税制が変わることで、人々が購買などの消費行動を変えることがあげられる。税が上がることによっ

て消費が抑制されるという懸念がしばしば取り沙汰される。また、所得税の配偶者控除額のラインによって、パート労働者が働き方を決めることも指摘される。さらに、日本で介護保険法が施行されたのは、2000年であるが、この法律に基づく介護保険制度によって、家族と介護の在り方が変容したことは明らかである。

それでは、法は万能なのであろうか。筆者は、以前、「法は人間の行動を変えることができるか」という論考で、アメリカ黒人差別の事例を取り上げたことがある。

人種による差別は容認されるかときかれると、ほとんどの者は、それは不当であり容認されるべきではないと答えるであろう。しかし、差別をするという行動は、様々な言い訳のための理屈を伴って、なされてしまう。ここでは、アメリカ合衆国の黒人差別の問題をとり上げてみたい。そこでは、白人のもつ根強い差別意識が、法で人間の行動を変えようとする試みを阻み、白人たちは様々な言い訳と抜け道を創出しては、法の網をかいくぐろうとする様子が浮かび上がる。黒人の大統領候補が登場する今日においても、この問題は、なお深刻な状況にあるといえる。

アメリカでは一八六三年にリンカーン大統領が奴隷解放を宣言した後、憲法修正により奴隷制は禁止され（修正第十三条）、黒人に法による平等な権利が保障された（修正第十四条）。しかし、実際には、その後も黒人に対する人種偏見の根強さは変わることがなく、特に南部では公然と黒人に対する差別は行われ続けたのである。南部各州は、黒人を差別的に取り扱うジム・クロウ法を制定して、学校・バス・列車・ホテル・レストラン等で、白人と有色人種とを分離した。一八九六年のプレッシー対ファーガソン事件

（*Plessy v. Ferguson*）において、連邦最高裁は、旅客列車の乗客席を白人と有色人種とで別扱いする州法について「分離すれども平等」（*separate but equal*）であり合憲であるとした。別扱いではあるが、黒人も、白人と同等の施設を利用することができるので、平等であるという理屈である。

その後、黒人の中から地位向上のための様々な運動が起こり、両大戦での黒人の戦争への協力が「市民」とみなされる契機となり、さらには、冷戦という世界情勢での対外的な体面もあって、人種隔離体制にも変化が生じてきた。アメリカの黒人差別に関する判決の中でも、最も有名なものが、一九五四年のブラウン判決（*Brown v. Board of Education*）である。この判決は、「分離すれども平等」法理を再検討して、公立学校における白人と黒人の児童の隔離は黒人の児童に劣等感を植えつけ、心身に有害な影響を与え、その影響は法の強制を伴う場合にはなおさら大きいと判断した。その上で、別学校は本質的に不平等であり、修正第十四条に違反すると判示した。

ところが、州の対応はあまりに消極的であった。ブラウン判決に対する南部十三州の白人意識調査（ギャラップ調査）では、最高裁に賛成としたのはわずかに十六%、反対が八十%であった（猿谷一九八一：一七八頁）。この州の黒人差別解消への消極的な態度は、議会にも根強かった。アメリカ合衆国の建国以来、連邦と州の権限をどのように考えるかは、大きな論争点であっ

たが、ここでも、州が合衆国憲法に照らして連邦法を違法と判断した場合は、州内での実施を拒否できるとする実施拒否（nullification）が持ち出された。（細見 1998 : 216-218）

このリトルロック事件について、ハンナ・アーレント（Hannah Arendt）は、ディセント誌（*Dissent*）に「リトルロック事件についての考察」（“Reflections on Little Rock”）*を公刊している。

本稿では、このリトルロック事件について、若干の検討を加える。まずは、2でリトルロック事件の概要を再確認し、3でアーレント論文の概要を見て、最後に若干の検討を加える。

*この論文については、川崎修 1998 を参照。本稿の3.「リトルロック事件についての考察」における記述もほとんどを、この著作に負っている。

2. リトルロック事件の概要

リトルロック事件とは、1957年にアーカンソー州都リトルロックのリトルロック・セントラル・ハイスクールで、黒人生徒9人の入学に、白人たちが反対し、学校と州、国家が対立した事件である。州と連邦が対立する過程で、州兵と連邦軍まで投入された。

再度、拙稿を引用する。

一九五七年、南部アーカンソー州リトルロックのセントラル高校では、九名の黒人の生徒が入学するために校内へ入ることを阻止すべく、オーヴァ

ル・フォーバス州知事が州兵を出動させ、待機させた（Daniel 2000 : 邦訳四二〇-四七一頁）。フォーバス知事は、三期目の知事選を前にして、人種統合阻止の立場をとることが有利であると判断したのである。これに対して、当時のアイゼンハワー大統領は（ブラウン判決に好意的ではなかったにもかかわらず）、最高裁判所の判断の通りに執行することは大統領の義務であると判断し、州の軍隊に対抗すべく、連邦軍である第一〇一空挺師団を出動させた。そして、連邦軍に護衛された黒人の子どもたちは、辛うじて校門をくぐることができたのである。

しかし、その後も学校の中を護衛兵が見回るなか、黒人の生徒たちは、白人の生徒たちによる執拗ないじめを受けて、学校生活を送ることになる。教師の多くも人種統合に否定的な態度をとる者がいた。人種隔離主義者でないにせよ、統合賛成の態度をとれば、解雇される危険にさらされた。良くない行動と分かっているにもかかわらず、その行動に同意するか、少なくとも表立って批判をしないようにしなければ、自分の立場に不利となる時、人々は通常、多数派と同じように行動する。差別主義の側に立たなければ、自分の身が危ないならば、あえて差別を批判したり、撤廃しようとしたりはしない。差別と疑われる行為を、客観的な基準に照らすことができるのは、むしろ憲法をはじめとする法であろう。ただし、その法を適用するのも、利益に流されやす

い人間なのである。黒人の生徒たちは、新しい服にインクをかけられ、殴られ蹴られ、熱いスープをかけられた。黒人生徒たちは、陰湿で残酷ないじめにじっと耐えた。そして一年後、黒人生徒最年長の一人が、セントラル高校の卒業証書を受け取ることができたのである。(細見 1998 : 216-218)

なお、この事件について、合衆国連邦最高裁判所は、極めて異例である特別法廷を開き、1958年9月11日に、裁判官全員一致の意見として、人種統合教育の即時実施を命じている(久保田 1958:57)。

3. 「リトルロック事件についての考察」

ここでは、1959年冬に刊行されたアーレントの「リトルロック事件についての考察」について見てみよう。アーレントの結論は、人種統合教育の連邦政府による強制については、正当性に疑義があるというものである(川崎 1998:245)。周知のように、ユダヤ人としてドイツに生まれ育ったアーレントは、ナチスによるユダヤ人迫害という人種差別の被害を受け、アメリカに渡った人物である。彼女は、黒人差別には反対であり、「黒人差別はアメリカ史上、最大の犯罪の一つだ」(同:246)と言う。そうではあるが、この論文は、アーレント自身が、黒人の親だったならば、あるいは白人の親だったならば、どうすべきかという視点で、書かれている。

まず、人種差別と法の下での平等について、彼女は次のように述べる。黒人差別

の問題は、法の下での平等の問題である

(同:247)。法の下での平等にかかわるため、アーレントにとって、黒人差別はアメリカ全体の存立にもかかわる問題となる。次に、アーレントは、政府が介入すべき人種問題とは、法の下での平等の問題のみであると言う。では、何が法の下での平等の問題だと彼女は考えたのか。違

憲となるのは、人種差別的な社会習慣ではなく、慣習等の法的な強制である。具体的には、選挙権や被選挙権における差別や、異人種間の結婚を禁止する法律は違憲となるという。一方で、「人種差別的な社会習慣それ自体は、政府が政治的・法的に介入すべき事柄ではない」(同)、ということになる。従って、公立学校での人種統合教育の連邦政府による強制は問題であると彼女は主張する(同:247-8)。

彼女の主張の背景にあるのは、著作『人間の条件』(*The Human Condition*)で展開された、政治的・私的・社会的という三領域の区分である(同:248-9)。彼女によると、平等の原則が貫かれた政治的領域においてのみ、人間は平等でありうる。つまり、「市民としてのみ人間は平等でありうる」(同:248)。平等とは人間の自然的属性ではなく、人為的制度によつてのみ、平等の実現が可能となる。アーレントにとって、人種差別の典型は、参政権における人種差別である。

第二に、ユニークさを重んじる私的領域、つまりプライバシーの領域では、「排他性」や「ユニークな資質」がルールと

なる（同：249）。人種間の通婚禁止は、この私的領域に対する、法・政治による越権的な介入であり、社会的偏見を法的に強制することになる。アーレントにとって、人種間の通婚禁止は明白かつ重大な人種差別問題となる。

第三に、区別（discrimination）の原則が支配する社会的領域である（同：249-250）。アーレントによると、社会とは、「政治的領域と私的領域との間に存在する奇妙なハイブリッドな領域」（同：249）であり、「近代においては人間が人生の大部分を過ごす領域」（同）でもある。私的領域を出て「最初に直面する公的な世界が、（古代においては政治的領域であったが）近代においては社会」（同）である。区別が、社会的領域を形成する。アメリカでは収入・職業・エスニックな起源によってグループが形成され、社会的領域が形成されている（同：250）。この区別なしには、社会における自由な結社やグループが形成される可能性が大きく失われる。区別の存在は、「大衆社会化にたいする歯止め」（同）となる。

アーレントの問題意識は、社会を構成する区別の原理が、社会的な領域を逸脱しないこと、すなわち区別の原理が、政治的・私的領域へ溢れ出ないことである（同）。

アーレントは、社会的な区別が、政治的領域・私的領域へ溢れ出たことを判別するラインを説明するために、二つの例を挙げている（同：251）。一つは、リゾート施設における「区別」である。休日をどのような人間と過ごすかは、社会の自由に関わる事柄であり、過ごす人間を

区別することは正当である。これに対し、バス・列車やホテル・レストランという場所は公的領域であり、この領域での自由な立ち入りについて、区別することは正当化されない。よって、そのような区別は、法的・政治的手段で廃止すべきということになる。

結論として、アーレントは、「政府には、社会の偏見や差別的な慣習そのものに干渉する権限はない」（同：252）し、政府には、社会の慣行を法的に強制しないようにする義務があると言う。「社会的な区別が法的に一掃されるとき、社会の自由は侵害されてしまう」（同）。それゆえ、連邦政府による公民権問題の扱いには、アーレントは危惧を感じていた。

ただし、アーレントは、社会的偏見の放置を考えていたわけではない（同）。社会的偏見の除去を政治的に強制しても成果をあげないと考えていた。そして、「社会的偏見と闘いうる『唯一の公的な力』」（同）である教会に期待していた。

アーレントによると、そもそも公教育は、三領域が複雑に重なりあう場面である（同：253）。まず、親にとって、子の教育というものは、親の権利であるので、学校は私的領域のものとなる。次に、政府にとっては、子の教育は、未来の市民の教育であり、政府も権利を主張しうるため、政治的領域のものとなる。さらに、子ども自身にとって、学校は、家を出て公的な世界と最初に接する社会的な場所であり、社会的領域のものでもある。こういった三領域がせめぎあう公教育という場で、政治的に人種統合が強制されると、子どもは、家と学校の間で大き

な葛藤に巻き込まれてしまう。学校や教育の場を、政治的な運動の舞台にすることには疑念があると考えたのである(同：253-4)。

なお、アーレントは、州の権限と連邦の権限との対立の問題について、「州の権力こそが連邦の権力の源である」(同：254) ため、「連邦が州の権力を奪うことは連邦憲法の精神に反する」(同) とする。

このように、アーレントは、政治的に対応すべき人種差別の範囲を、法の下での平等違反に限定している。彼女は、人種問題の難しさは、社会的・経済的平等や教育上の平等が達成されたとしても容易に解決され難いことにあると言う(同：254-5)。「人種問題は『自然的、肉体的な特徴』において可視的な差異を持つ……集団を前にしたときに、その集団とどういう関係を持ちうるかという問題」(同：255) である。「自然的、肉体的な特徴」での可視的な差異は「平等化」できないから、差異を差異として認識した上で、関係のあり方を考えることこそが不可欠だとしている。アーレントは『革命について』でも、「社会問題」の解決に政治は無力であるとする。「偉大な社会」プログラム以降の公民権運動、即ち経済的、社会的、教育機会などにおける不平等を実質的に平等化する政策や運動、「いわば社会問題としての人種問題を政治の力で解決しようとする運動にたいしての評価は冷淡である」(同)。

4. 若干の検討

では実際に、人種統合教育は、どのように推し進められたのか。1960年、ノー

スカロライナ州グリーンズボロにあるノースカロライナ農工大学に在学する黒人学生4人が、白人専用ランチ・カウンターに座り、礼儀正しく食事を注文した(Daniel 2000：邦訳 474-510)。この日は、1時間待っても食事は出されなかった。しかし、このシット・インという抗議行動は、多くの支持者を得て、ノースカロライナ大学の白人女子学生も一緒に座り込んだ。徐々に多くの黒人学生が参加し、地域も南部全域の50以上の都市に広がりを見せた。この広がり、公民権運動の組織団体や指導者が協力し、マスコミも大々的に報道した。自発的に始まった草の根運動を後押ししたのは、法と訴訟という公的な「お墨付き」があったからでもある。

アーレントは、社会的な偏見や差別を、法政策によって強制的に変えることに否定的であった。しかし、自発的な草の根運動も、法や判例による後押しがなければ、継続することは期待できないと考える。

法や制度といったものが、人間の行動に影響を与え、変えるということは困難ではある。しかし、強制力や制裁を伴う法によってしか、解決を期待できないことも多い。放置して自然な解決を待つだけ、あるいは自発的な意思・善意・道徳による解決を期待するだけでは、問題を先送りにするか、不公正な結末となるのが世の常である。特に、人種差別のような困難な問題は、自然な解決は期待しがたい。そうだとすれば、教育と制裁により、差別撤廃

のための法を社会的に遵守すべきものとして受け入れる意識を形成して、行動へと導くしかない。法による意識形成が妥当かどうかの議論を重ね、合意を形成し、民主的決定を経て、法を公然たるものとする法制化がなされる。さらにその法を遵守する意識を形成するという好循環が必要となる（細見 1998 : 221）。

差別や偏見を、個人の自由な区別として放置するのではなく、より良い社会の実現のために自発的に払拭していくには、人々の良心と法制度があいまって活用されるべきであろう。

参考文献

- Arendt, Hannah 1959 " Reflections on Little Rock" , *Dissent* vol.6-1.
- Daniel, Pete 2000 *Lost Revolutions: The south in the 1950's*, University of North Carolina Press.
(前田絢子訳 (2005)『失われた革命——1950年代のアメリカ南部』青土社)
- 猿谷要 1981『アメリカ黒人開放史』サイマル出版社.
- 川崎修 1998『アレント』講談社.
- 久保田きぬ子 1958「リトルロック事件の判決——黒人混合教育の問題の経緯」『中央公論』73巻11号.
- 細見佳子 2009「法は人間の行動を変えることができるか」『総合人間学3』学文社.